

第十七条の見出しを(科目等履修生等)に改め、同条に次の二項を加える。

3 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第二十二條、第三十條及び第三十一條に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第十條の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。第二十條に次の一項を加える。

4 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第二十八條第一項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる専用の」に、あるを「あり、かつ、教育研究に支障がないと認められる」に改める。

第三十三條の三を第三十三條の四とし、第三十三條の二を第三十三條の三とし、第三十三條の次に次の一条を加える。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第三十三條の二 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

別表第二の表備考に次の一号を加える。

六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校(以下この号において「学校等」という。)が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において

基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる(口の表において同じ。)

(大学通信教育設置基準の一部改正)
第五條 大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、科目等履修生の下に、その他の学生以外の者」を、ないようの下に、」を加える。

別表第二備考第三号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改め、科目等履修生」の下に「(短期大学通信教育設置基準の一部改正)

第六條 短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改め、科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を、ないようの下に、」を加える。

別表第二備考第三号中「第十七條」を「第十七條第一項」に改め、科目等履修生」の下に「その他の学生以外の者」を加える。

第七條 専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 教育方法等(第六條―第十四條)」を「第四章 課程の修了要件(第十五條―第十六條)」を、第四章 課程の修了要件等(第十二條―第十六條)に改める。

第三章 教育課程
第六條中「授業科目を」の下に「自ら」を加える。

第十二條の前に次の章名を付する。

第四章 課程の修了要件等
第十五條の前の章名を削る。
第三十二條第一項中「第十一條」を「第十二條」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第一條 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正)
第二條 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

(学位規則の一部改正)
第三條 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)
第四條 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條の二中「第七條第二項及び第三項」を「第七條第二項及び第三項並びに」に改め、並びに大学院設置基準第十二條の二」を削る。

第十條の七第一項中「第二十二條第一項」の下に「若しくは第二十八條第一項」を加え、同條第二項中「第二十一條」の下に「若しくは第二十七條」を加える。

第二十二條第一項中「授業科目を」の下に「自ら」を加え、同條第三項中「前二項の規定により開設する授業科目には」を「認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは」に、科目を含む」を、科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなす」に、含むことができる

教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目」を、当該みなすことができる授業科目」に改める。

(大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の一部改正)
第五條 大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に改める。

(短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令の一部改正)
第六條 短期大学通信教育設置基準の一部を改正する省令(平成三年文部省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

附則第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

附則第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

附則第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改める。

○農林水産省令第六十六号
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第四條第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年七月三十一日
農林水産大臣 赤城 徳彦

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水産省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(第十三條第一項第二号イに規定する額の納付期限の特例)
第七條 平成十九年新潟県中越沖地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三條第一項第二号イの規定による平成十九年度における積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「交付前年度における」とあるのは、平成十九年度における」とし、当該交付前年度に」とあるのは、同年度に」とし、平成十九年八月三十一日」とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項及び第六條第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十七年政令第八号)第二條第一項の規定に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊

平成十九年七月三十一日
経済産業大臣 甘利 明
環境大臣 若林 正俊